

# 育児休業手当金の延長給付が最長2歳までとなります

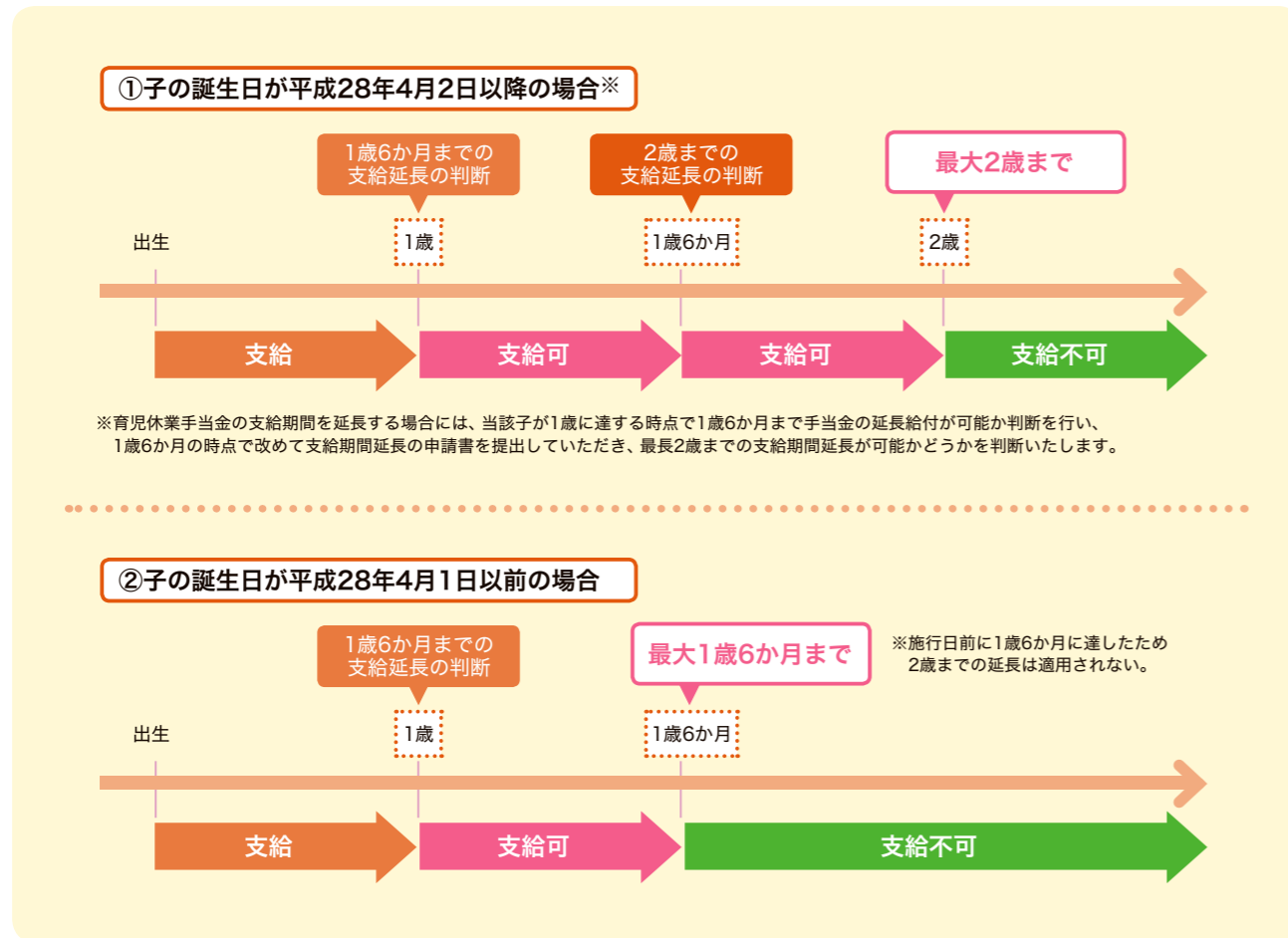


これまで当該子が1歳に達する日に総務省令で定める要件（「福利厚生ハンドブック平成28年1月」P73及びP74参照）に該当する場合には、育児休業手当金が最長で子が1歳6か月に達する日まで請求をすることができました。

平成29年10月1日（日）より育児・介護休業法が改正され、育児休業手当金の延長給付が最長で子が2歳に達するまで請求をすることが可能となりました。

対象となるのは、平成29年10月1日（日）以降に1歳6か月に達する子（平成28年4月2日以降に出生した子）に係る育児休業等に適用されます。**2歳までの延長給付は1歳に達する日に総務省令で定める要件に該当する場合のみです。1歳6か月から2歳までの給付だけを請求することはできません。**

## ■延長給付のイメージ



## ■延長給付の手続きについて

1歳に達した日以後から1歳6か月に達する日まで延長する要件と1歳6か月に達した日以後から2歳に達する日以後まで延長する要件が同じであったとしても、原則として1歳時点に行う手続きと同様に1歳6か月に達する日以後に係る書類を改めて提出していただき、要件に該当するか確認をした上で支給延長の決定を行います。

# 育児休業手当金についてお知らせします



育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

## 支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで※支給されます。

※特別の事情に該当する方は、最長1歳6か月まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続きについては注意が必要です。

## パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲※で、子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。

※母については、出産日及び産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。

## 支給額

給付は月単位で行います。各月の休業実績を確認した上で、翌月に支給します。

$$\text{各月の給付額} = \left( \frac{\text{標準報酬月額}}{22} \right) \times \left( \begin{array}{l} 67\% \text{ (180日目まで)} \\ \text{又は} \\ 50\% \text{ (181日目以降)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{支給日数} \\ \text{土・日を} \\ \text{除いた日数}^{\ast 2} \end{array} \right)$$

標準報酬日額  
標準報酬月額  $\frac{1}{22}$   
(10円未満四捨五入)

給付率<sup>※1</sup>  
67% (180日目まで)  
又は  
50% (181日目以降)

支給日数  
土・日を  
除いた日数<sup>※2</sup>

※1 暫定措置として支給率が引き上げられています。(40%→67%又は50%)

※2 年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

## 請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。給付要件に該当される方は所属所を通して「**育児休業手当金請求書**」をご提出ください。また、**育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金変更請求書**」のご提出をお願いします。

⇒ 詳細は「福利厚生ハンドブック(平成28年1月)」P73からの育児休業手当金のページをご覧ください。

問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎03-5320-6827